

第3次野洲市人権施策実施計画に基づく総括について

本市では平成28年3月に、「第3次野洲市人権施策基本計画」を策定し、平成28年度には、令和2年度までの5年間にわたる実施計画として「第3次野洲市人権施策実施計画に基づく事業計画」を策定しました。

この実施計画は、基本計画に示された人権施策の実施状況を年度ごとに点検・評価し、改善するためのもので、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、その他さまざまな人権問題、人権一般に分類した、62項目の実施計画となっています。

第3次野洲市人権施策基本計画の計画期間である令和2年度を終えたことから、事業実績の状況と5年間の総括についてとりまとめました。

また、昨年度は、コロナ禍において、どの事業においても実施が難しい状況でしたが、それぞれの課では、創意工夫に努めながら、人権啓発事業に取り組みました。

*表記のページ数 No. は、資料 1 のものです。

子どもの人権について (事業実績 NO. 1～NO. 10)

未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、子ども自身が権利の主体者として健全に育っていくことの大切さを認識するための啓発が必要です。

子どもの虐待やいじめ等の人権侵害を早期に発見し、子どもの健やかな成長のために、関係機関の連携を強化することで早期対応に向けた取組を推進していく必要があります。

P. 2 No. 6 「家庭訪問型学習支援事業」

本事業は令和 2 年度から始まった新規事業です。近年増加する深刻な不登校の児童・生徒の家庭に寄り添った事業であり、従来の通所事業とは異なり、児童・生徒へつながる選択肢が増えたといえる事業です。

P. 4 No. 18 「交通安全施設整備」

本事業は、令和 2 年度まで対象が、「高齢者・障がい者」に分類されていましたが、第 4 次実施計画では、対象を、「子ども」に変更しました。野洲市通学路交通安全プログラムに基づき、子どもをはじめとするすべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として交通安全施設の整備を進めていきます。

高齢者の人権について (事業実績 NO. 11～NO. 19)

高齢者の人権(尊厳)を守るためには、高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割の重要性や加齢に伴う肉体的・精神的な衰え、あるいはこれらに対する不安を正しく理解し、認識を深めていく必要があります。

地域社会をはじめとするあらゆる場面で、いきいきと自立した生活を送れるように相談、支援体制を整えること、また、高齢者が社会を構成する一員として、就労や各種活動に生きがいをもって参加できる共生社会の実現に向けた取組を

推進していく必要があります。

P. 3 No. 11 「消費生活相談」

高齢者に特化した見守りリストを作成し、相談を実施しています。

くらし支えあい条例における見守り活動を効果的に行えるよう、運用マニュアルを作成し、見守りネットワークの仕組みを構築しています。

P. 4 No. 15 「高齢者のサービス利用支援と強化」

年間相談延べ件数が、7,550件に及んでおり、令和元年度の6,320件より1,230件も増加しています。(毎年、1,000人以上増加)昨年度まで、この事業は地域包括支援センターが担当していましたが、令和3年度からは、高齢福祉課の担当事業となり、地域包括支援センターと連携した取組を進めています。また、高齢化への対応のため、新たに介護保険課が設置されました。

障がい者の人権について (事業実績 NO. 20～NO. 26)

平成28(2016)年4月1日から障害者差別解消法が施行され、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。障がいや障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすため、様々な障がいに対する理解を深める啓発に取り組む必要があります。

P. 5 No. 21 「人材育成の充実」

令和元年度まで、守山市、野洲市の共催事業として手話奉仕員養成講座を行ってきましたが、令和2年度からは市単独として開催しています。

こうした、障がいのある方への窓口対応等に必要の人材の育成を考え、将来を見据えた事業を市単独でも行っていきます。

同和問題 (事業実績 NO. 27～NO. 34)

交流、連帯、支え合いといった「人権尊重のまちづくり」の実現のために、各種計画等との整合性を図りつつ、同和問題を含む人権問題の根本的解決に向けての取り組む必要があります。特に教育・啓発面においては、工夫を加えながら引き続き推進していく必要があります。

平成 28(2016)年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「部落差別は現在も存在している」「部落差別は許されない」「部落差別を解消することは重要な課題」と規定され、国・地方公共団体の責務も明らかになり、広く市民の皆様にも周知し、その解消に力を注いでいく必要があります。

P. 6 No. 27、28 「改良住宅譲渡事業」、「住宅新築資金等貸付事業」

令和 2 年度全ての譲渡が完了し、事業は終了しました。

貸付事業も終了しました。

ハード面の事業が終了を迎えた一方、ソフト面では、令和元年度行った市民意識調査結果で、未だに、結婚差別や土地差別が残っていることが、明らかになりました。また、市内でも差別事件が発生しており、同和問題をテーマに啓発紙や研修会、地区別懇談会など教育・啓発に力を入れて取り組んでいく必要があります。また、新たなネットによる差別書き込み等の人権侵害について、第 4 次実施計画では、(7)インターネットの分類で取り組んでいきます。

外国人の人権について (事業実績 NO. 35～37)

国際的な視野に立って、地域社会で外国人が安心して暮らせるよう、外国人の持つ文化や多様性を認められるよう学校、園及び市民の国際理解教育、啓発を推進していく必要があります。

また、「ヘイトスピーチ解消法」が国会において、平成 28(2016)年 6 月 3 日

に施行したことから外国人に対するヘイトスピーチなどの差別的言動は許されないという意識をより一層、啓発する必要があります。

P. 7 No. 36 「外国人支援事業」

市内に、在住・在勤する外国人の生活上の支援として、多くの言語の通訳、翻訳ニーズに対応するため、令和2年度からはタブレットでのテレビ電話を活用した通訳支援サービス事業者への委託を行っています。今後、本サービスの周知を行うことで、より多くの利用を図ることが必要です。

その他さまざまな人権問題等、人権一般について（事業実績 NO. 38～NO. 62）

新型コロナウイルス感染症の流行による新たな差別が発生しています。さまざまな機会を捉え、差別や偏見をなくしていくために正しい認識と理解を深め、啓発等の取組を推進していく必要があります。

P. 10 No. 47 「学校・園所人権教育推進委員会」

学校・園所人権教育推進委員会活動を推進しており、各小学校で人権学習プランを実施、中学校では人権課題を明確にし、各中学校区部会で継続的な人権教育が実践されています。新たな人権課題（インターネット、LGBT 等）の学習が必要です。

P. 10 No. 48 「市人権啓発推進協議会」

各学区人推協や地域団体等により組織された団体であり、市人推協が支援をすることで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に資するために継続的に活動しています。

コロナ禍でも相違工夫し、啓発パネル作成等の取組により、市民啓発につなが

りました。活動の充実や継続のためには、現役員の固定化、高齢化などの課題があります。

P. 12No. 59 「企業人権啓発推進協議会育成事業」

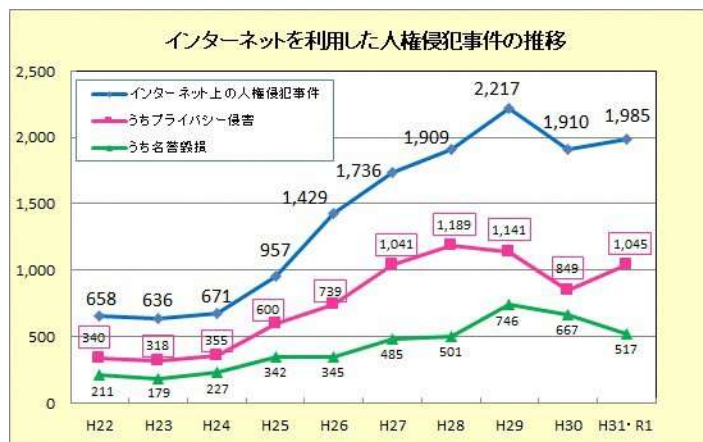
企業の自発的な取組ができるように財政面からも活動を支援し、令和2年度は188名の研修参加者がありました。しかし、研修の参加・実施に積極的な事業所と消極的な事業所の二極化が顕在していることから、積極的な参加を促すとともに、研修以外の手法による啓発方法を検討する必要があります。企業が自ら主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため継続した支援を行う必要があります。

第4次野洲市人権施策基本計画に向けて

人権三法とよばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行され、法律の具現化に向けた取組の推進が必要とされています。

第3次人権施策基本計画で、その他の項目の一つとしていた「インターネットによる人権侵害」について、第4次計画では新たに7項目として取り上げています。

近年、インターネットによる



人権侵害の件数は増加傾向であり、法務省が公開しているデータによると、平成23年に636件であったインターネット上の人権侵害件数は、令和元年では1,985件と約3倍に増加しています。このことから本市の第4次計画では重点的に取り組む課題のひとつとして取り上げたものです。